

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 25 年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	5310.30	5612.42	4995.88	5506.90	5111.00	4944.18	5162.70	5127.58	5809.26	4876.06	4225.12	5107.46
残滓搬出量	863	951	697	841	709	780	647	656	883	759	616	790

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	25	14	4	23	31	28	13	6	27	24	24	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	913	911	902	910	910	908	906	901	899	905	912	898
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	213	209	191	201	215	213	198	202	203	210	208	209
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	5	5	4	4	5	3	2	3	4	5	6	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置											

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	19	31	30	17	15	17	24	30	27	21	休炉	20
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	899	916	924	912	912	911	909	915	901	906	—	898
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	200	208	212	209	202	200	202	211	203	209	—	188
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	5	5	5	4	6	4	4	5	5	4	—	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置									

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数
試料採取月日			4月3日	5月1日	8月8日	10月25日	12月3日	1月10日	6回/年
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月7日	6月7日	9月17日	11月25日	1月10日	2月18日	ダイオキシン類濃度測定回数
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	10月23日	—	2月5日	—	2回/年
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002未満	0.002	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.07未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.07未満	0.07未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7未満	7未満	10未満	7未満	7未満	8未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	75	74	74	77	85	87	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	—	—	0.005未満	—	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	—	—	0.005未満	—	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	—	—	0.005未満	—	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	—	0.21	—	0.29	—	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数
試料採取月日			4月3日	5月1日	8月7日	10月25日	12月3日	1月10日	6回/年
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月7日	6月7日	9月17日	11月25日	1月10日	2月18日	ダイオキシン類濃度測定回数
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	7月4日	—	—	—	3月11日	2回/年
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002	0.003	0.004	0.002	0.002未満	0.003	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.07未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.07未満	0.07未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	6未満	7未満	6未満	7未満	7未満	7未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	70	78	58	67	81	81	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	—	—	0.005未満	—	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	—	—	0.005未満	—	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	—	—	0.005未満	—	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	0.15	—	—	—	0.16	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られたい順次記載いたします。